

大会企画委員会規程

春季大会企画委員会規程

- 第1条 春季大会企画委員会は、委員長、副委員長、専門部会より選出の部会委員、幹事会の委嘱による委員によって構成される。
- 第2条 委員長、副委員長は、幹事会において幹事の中から選任する。
- 第3条 委員長、副委員長および委員の任期は2年とする。再任は妨げないが、委員長および副委員長の3選は禁止する。
- 第4条 幹事会は、学会員を企画委員に委嘱することが出来る。
- 第5条 春季大会企画委員会は、秋季大会企画委員会との連携のもとに以下の事項について検討し幹事会に提案する。
1. 春季大会の企画
 2. 専門部会の活動
- 第6条 春季大会企画委員会は必要に応じて委員長が招集する。
- 附 則 本規程は2001年10月20日から施行する。

秋季大会企画委員会規程

- 第1条 秋季大会企画委員会は、委員長、副委員長、地域部会より選出の部会委員、幹事会の委嘱による委員によって構成する。
- 第2条 委員長、副委員長は、幹事会において幹事のなかから選任する。
- 第3条 委員長、副委員長および委員の任期は2年とする。再任は妨げないが、委員長および副委員長の3選は禁止する。
- 第4条 幹事会は、学会員を企画委員に委嘱することが出来る。
- 第5条 秋季大会企画委員会は、春季大会企画委員会との連携のもとに以下の事項について検討し幹事会に提案する。
1. 秋季大会の企画
 2. 地域部会の活動
- 第6条 秋季大会企画委員会は必要に応じて委員長が招集する。
- 附 則 本規程は2001年10月20日から施行する。
- 制 定 2001年10月20日
- 一部改正 2010年6月19日